

## マージン率等に係る情報提供

株式会社 神奈川パワーテクノ

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和4年度(令和4年4月～令和5年3月))

### 記

- 1 令和5年6月1日付け派遣労働者数 0人
  - 2 令和4年度 派遣先事業所数(実数) 0件
  - 3 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額 0円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
  - 4 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 0円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
  - 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  

0.0%
  - 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL045-565-9908**
- 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 無し
  - 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定 締結していない

以上